

20福介送第709号

令和2年9月16日

江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス事業所管理者 様

江戸川区福祉部
介護保険課長 坂本 崇一郎

令和3年度江戸川区における介護予防・日常生活支援総合事業
の事業所評価加算について

日ごろより、江戸川区の介護予防・日常生活支援総合事業に御理解と御協力を賜り、
ありがとうございます。

通所型サービス（国基準と同等）A7及び通所型サービス（緩和型）A8について、
令和3年度に事業所評価加算の算定を希望する場合、届出が必要になります。

届出に関する事項は下記のとおりです。ご確認のほど、よろしく願いいたします。

記

1 届出の対象となる事業所

総合事業通所型サービスのうち、

- ① 現在、申し出「なし」の事業所で来年度新たに算定を希望する事業所
- ② 現在、申し出「あり」の事業所で来年度の算定を取り下げる事業所

	事業所評価加算〔申出〕 「あり」の届出をしている	事業所評価加算〔申出〕 「なし」の届出をしている
令和3年度の 算定を希望する	届出不要	届出必要
令和3年度の 算定を希望しない	届出必要	届出不要

※既に申し出「あり」の事業所が来年度も算定を希望する場合、届出は必要ありません。

2 事業所評価加算の算定該当となる要件

介護保険最新情報VOL546を参照してください。

3 提出書類

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費に係る体制等状況一覧表

4 提出期限

令和2年10月9日（金）必着

5 提出先（郵送又は窓口に持参でご提出をお願いします。）

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

6 留意事項

指定申請時の「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」で申出の有無を判断します。なお、申出のあり・なしどちらにも○がない場合、なしと判断します。

<問い合わせ先>

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係
事業所評価加算担当 斎藤・古谷
電話03-5662-0032